

## シンガポール会社減資の手続きと費用

特に明記しない限り、本見積書で紹介されるシンガポール会社とは、シンガポールの「会社法」(Companies Act, Chapter 50 of Singapore)に基づき設立される非公開株式会社を指します。当見積りは会社が返済能力があり、裁判所の承認が不要となる減資にのみ適用されます。

当事務所が裁判所の承認が不要となるシンガポール会社減資(株式数及び(又は)株主資本もしくは登録資本の減少)を代行する費用は 3,200 シンガポールドル(以下「SGD」という)です。上記の費用には、減資に必要な株主会・取締役会の議事録又は書面決議書の作成、返済能力証明書の作成、シンガポール会計企業規制庁(ACRA)への公告掲載、及び ACRA に減資の関連書類の提出が含まれています。

裁判所の承認が不要な方法で減資を行うには、株主全員の同意を取得し、会社が返済能力を有しなければなりません。取締役会の全ての構成員は以上について証明書を発行し、会社が返済能力を有することを示す必要があります。

シンガポール会社の減資を行うために、クライアント様は会社の設立書類、直近の Bizfile 及び直近 3 ヶ月の帳簿を提供する必要があります。

第三者からの反対がない場合、当事務所は署名済み書類を受け取った日から約 8 ~ 10 週間以内に減資手続きを完了することができます(6 ヶ月の公告期間を含む)。

本見積書はあくまでも参考までに、実際の費用は当事務所が最終的に提供される見積りとなります。

### SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.  
Di Wang Commercial Centre  
5002 Shennan Road East  
Luohu District, Shenzhen, China  
中国深セン市羅湖区深南東路5002号  
地王商業センター12階1203-06室  
T: +86 755 8268 4480

### SHANGHAI 上海

Room 603, 6/F., Tower B  
Guangqi Culture Plaza  
2899A Xietu Road, Xuhui District  
Shanghai, China  
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号  
光啓文化広場B棟6階603室  
T: +86 21 6439 4114

### BEIJING 北京

Room 303, 3/F.  
Interchina Commercial Building  
33 Dengshikou Street  
Dongcheng District, Beijing, China  
中国北京市東城区灯市口大街33号  
國中商業ビル3階303室  
T: +86 10 6210 1890

### SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court  
Singapore 069538  
セシルストリート138号  
セシル・コート13階1302室  
郵便番号: 069538  
T: +65 6438 0116

### TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4  
Chung Hsiao East Road  
Daan District, Taipei  
Taiwan 10688  
台湾台北市大安区忠孝東路四段  
142号3階303室  
郵便番号: 10688  
T: +886 2 2711 1324

### NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.  
New York, NY 10013, USA  
米国ニューヨーク州ニューヨーク市  
キャナルストリート202号3階303室  
郵便番号: 10013  
T: +1 646 850 5888

### LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park  
Bromley, Greater London  
BR1 1LU, UK  
英国グレーター・ロンドンブロムリー  
フィールドパーク1号3階319室  
郵便番号: BR1 1LU  
T: +44 20 8176 3860

## 1. 減資サービスと費用

当事務所が裁判所の承認が不要となるシンガポール会社減資を代行する費用は 3,200SGD です。具体的なサービスは以下の通りです。

- (1) クライアント様のシンガポール会社の減資に対する問題を回答する
- (2) 定款に減資に対する制限があるか否かを確認する
- (3) 株主名簿を審査し、株主人数が定足数に達することを確認する
- (4) 会社の直近 3 ヶ月の帳簿を審査し、会社が債務を返済する能力を有すること、及び減資後 12 ヶ月以内に期限内に債務を返済することを確認する
- (5) 減資の限度額について提案する
- (6) クライアント様と相談し、株主資本の減少額を決定する(株主の未払い資本額を免除し、株式資本を減少することにより損失と相殺し、又は株主に払込資本を還元する)
- (7) 減資に関する株主会・取締役会の議事録又は書面決議書を作成する
- (8) ACRA で減資公告を掲載する
- (9) 減資書類を ACRA に提出する
- (10) 株主名簿を更新し、新株を発行する
- (11) 登記名義人名簿(Register of Registrable Persons)を更新する

備考:

- (1) 上記の費用には減資手続き中に必要なシンガポール政府への規定費用が含まれています。
- (2) 上記の費用には書類の郵送料が含まれていません。実際に発生した郵送料を請求します。

## 2. 支払条件

クライアント様が啓源に委託することを確認した後、啓源はサービス費用の請求書を作成し、銀行口座情報及び送金ガイドとともにクライアント様に送信します。クライアント様は送金する際に備考欄に当事務所の請求書番号又はファイル番号を記入し、送金後に支払証憑を当事務所に提供してください。サービスの性質上、事前にサービス費用を全額支払う必要があります。サービスを提供してから、特別な事情がない限り、費用が返金されません。

当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、別途 5%の手数料を請求します。

### 3. 減資の要件

裁判所の承認が不要な方法で減資を行うには、会社は以下の要件に該当する必要があります。

- (1) 減資は会社取締役及び株主会によって許可しなければならない
- (2) 取締役全員は返済能力証明書 1 部に署名しなければならない
  - (i) 減資直後に会社は如何なる理由で債務を返済できなくなるできない
  - (ii) 以下のいずれかである
    - 減資後 12 ヶ月以内に清算を開始する場合、会社は清算開始日から 12 ヶ月以内に全ての債務を返済することができる
    - いかなる場合に会社は減資後 12 ヶ月以内に期限切れの債務を返済することができる
- (3) 会社は、取締役が返済能力証明書に署名する日から 20 日以内に減資に関する特別決議を可決しなければならない
- (4) 会社は ACRA の Bizfile+ に減資公告を掲載し、且つ指定フォームを ACRA に提出しなければならない

### 4. 減資に必要な書類

減資の際に、クライアント様は以下の書類を提供する必要があります。

- (1) 直近の BizFile 1 部
- (2) 会社定款細則 1 部
- (3) 取締役名簿と株主名簿(有する場合)
- (4) 減少される株式数と資本金額
- (5) 会社の直近 3 ヶ月の財務諸表
- (6) 株券(有する場合)

啓源がクライアント様のシンガポール会社の秘書役を務めている場合、クライアント様は上記の第 4～6 項のみを提供することができます。啓源が同時にクライアント様のシンガポール会社に会計記帳サービスを提供している場合、クライアント様は上記の第 4 項のみを提供することができます。

## 5. 減資手続きと所要時間

第三者からの反対がない場合、当事務所は署名済み書類を受け取った日から約 8 週間以内に減資手続きを完了することができます(6ヶ月の公告期間を含む)。具体的には以下の通りです。

手順	内容	時間(日)
1	クライアント様は減資を啓源に委託し、啓源は請求書をクライアント様に発行する	1
2	クライアント様は減資に必要な書類を電子メールにて啓源に提供する同時に、啓源のサービス費用を支払う	お客様による
3	啓源は関連書類と帳簿を審査し、減資の限度額について提案し、クライアント様と減少される株式数を確定する	1
4	減資書類を作成し、クライアント様に郵送する	1
5	クライアント様は上記の書類を受け取った後、ガイドラインに従って署名する。署名後、クライアント様は書類を啓源に郵送する	お客様による
6	啓源は ACRA のウェブサイトへ減資公告を掲載する	42
7	公告期間終了後、啓源は減資書類を ACRA に提出する	1
8	啓源は書類の原本をクライアント様に郵送する	1
9	同時に、会社は株主資本を株主に返す	お客様による
合計		約 8 週間

## 6. 減資後得られる法的書類

- (1) 減資に関する取締役会及び株主会の決議書 1 部
- (2) ACRA に提出する返済能力証明フォーム 1 部
- (3) ACRA に提出する減資フォーム 1 部
- (4) 新株券 1 部
- (5) 更新された株主名簿 1 部
- (6) 更新された登記名義人名簿 1 部

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: [info@kaizencpa.com](mailto:info@kaizencpa.com)

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: [www.kaizencpa.com](http://www.kaizencpa.com)